



# 消防署からのお知らせ



## 集会所等の消防訓練について

### 1. 集会所等は特定防火対象物です。【消防法施行令別表第1】

- ・収容人員が30人以上で防火管理者の選任が必要になります。
- ・防火管理者の方は、消防計画の作成が必要になります。

※防火管理者が必要か必要でないかは、消防署にお問い合わせください。



### 2. 防火管理者を選任されている集会所等。

- ・消防計画に基づいて消防訓練を実施してください。
- ・消火・通報・避難訓練の実施(消火・避難は2回/年、通報は1回/年)

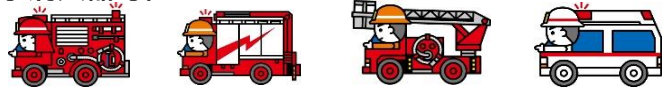
### 3. 消防訓練

	職員派遣が <b>必要</b> な場合	職員派遣が <b>不要</b> な場合
①日程調整(電話可)	<b>必要</b>	<b>不要</b>
②打ち合わせ(電話可)	<b>必要</b>	<b>必要(※1)</b>
③訓練実施計画届出書	<b>2部必要</b>	<b>2部必要</b>
④借用書	<b>不要</b>	<b>必要(※2)</b>
⑤消防訓練	訓練 実施	
⑥消防訓練結果報告書	<b>不要</b>	<b>2部必要(※3)</b>

(※1)消防署への通報訓練をする場合。(※3)訓練中の写真を添付してください。

(※2)訓練用資機材が必要な場合。(訓練用水消火器等)

### 4. 各種様式



・各種様式については、東温市のホームページからダウンロード可能となっていますので、ご利用ください。※ダウンロード先【東温市ホームページ】⇒【組織でさがす】⇒【消防署】

### 5. 消火栓の使用について【原則、職員の派遣が必要です。】

・道路上の消火栓を使用する消防訓練については、松山南警察署に道路使用許可の申請をする必要がありますので、消防訓練の1カ月前には訓練実施計画届出書を消防署まで提出するようお願いします。【警察署への申請及び上下水道課への届出は消防署がいたします。】



問 合 せ 先    東温市消防署・副署長  
電 話            089-964-5210